

四国中央市情報公開条例施行規則

平成16年4月1日

規則第17号

改正 平成17年3月30日規則第2号
平成17年3月30日規則第8号
平成20年3月31日規則第16号
平成28年3月28日規則第34号
平成31年2月20日規則第1号
令和元年6月7日規則第1号
令和3年9月29日規則第18号
令和5年3月30日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市情報公開条例(平成16年条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書の様式及び記載事項)

第2条 条例第6条に規定する請求書は、公文書公開請求書(様式第1号)とする。

(平20規則16・一部改正)

(公文書公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第2項後段に規定する書面は、公文書公開決定期間延長通知書(様式第2号)とする。

2 条例第11条第3項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 公文書を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書(様式第3号)

(2) 公文書を部分公開する旨の決定 公文書部分公開決定通知書(様式第4号)

(3) 公文書を公開しない旨の決定 公文書非公開決定通知書(様式第5号)

(平20規則16・一部改正)

(事案の移送の通知)

第4条 条例第12条第1項後段の規定による通知は、事案移送通知書(様式第6号)により行うものとする。

(平20規則16・追加)

(第三者からの意見聴取)

第5条 条例第13条第1項及び第2項の規定による通知は、公文書の公開に係る意見照会書(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第13条第3項後段の規定による通知は、公文書の公開決定等に係る通知書(様式第8号)により行うものとする。

(平20規則16・追加)

(写しの交付に要する費用の納付等)

第6条 条例第15条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。

3 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(平17規則2・一部改正、平20規則16・旧第4条繰下・一部改正)

(審査請求)

第7条 条例第16条に規定する審査請求に関する手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 審査請求をするとき 審査請求書(様式第9号)

(2) 審査会に諮問するとき 情報公開・個人情報保護審査会諮問書(様式第10号)

(3) 審査請求に対して裁決をしたとき 審査請求裁決書(様式第11号)

(平20規則16・追加、平28規則34・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第8条 条例第17条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第12号)により行うものとする。

(平20規則16・追加)

(実施状況の公表)

第9条 条例第28条の規定による実施状況の公表は、次に掲げる事項について、前年度の実施状況を取りまとめて行うものとする。

(1) 公開請求の件数

(2) 公開又は非公開決定の状況

(3) 審査請求の状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の公表は、広報紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(平20規則16・旧第5条繰下・一部改正、平28規則34・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

(平20規則16・旧第6条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川之江市情報公開条例施行規則(平成11年川之江市規則第1号)又は伊予三島市情報公開条例施行規則(平成12年伊予三島市規則第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月30日規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規則第8号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第16号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(第1条の規定による四国中央市情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の四国中央市情報公開条例施行規則の様式の規定により提出され、又は通知している書類は、同条の規定による改正後の四国中央市情報公開条例施行規則の様式の規定により提出され、又は通知した書類とみなす。

附 則(平成28年3月28日規則第34号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(四国中央市情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる公開決定等(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成28年四国中央市条例第2号。以下「新条例」という。)第1条の規定による改正後の四国中央市情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下この項において同じ。)に係る審査請求について適用し、施行

日前にされた公開決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年2月20日規則第1号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中四国中央市情報公開条例施行規則様式第10号及び様式第12号並びに第2条中四国中央市個人情報保護条例施行規則様式第24号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する日の前日までに通知された第1条の規定による改正前の四国中央市情報公開条例施行規則様式第10号及び様式第12号に規定する諮問書及び通知書は、第1条の規定による改正後の四国中央市情報公開条例施行規則様式第10号及び様式第12号に規定する諮問書及び通知書とみなす。

附 則(令和元年6月7日規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年9月29日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和5年3月30日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに提出され、又は交付されたこの規則による改正前の様式第1号から様式第12号までに規定する書類は、この規則による改正後の様式第1号から様式第12号までに規定する書類とみなす。

別表(第6条関係)

(平17規則2・追加、平20規則16・平31規則1・令元規則1・一部改正)

区分		費用	
写しの作成	日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)B列5番からA列3番までの用紙を用いて作成する場合(A列3番を超える図面等については、A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。)	白黒	1枚につき10円(両面複写にあつては20円)
		カラー	1枚につき80円(両面複写は、行わない。)
	光ディスク(直径120ミリメートルのもの)	1枚につき100円	
	上記以外	実費相当額	
写しの送付	写しを送付する場合	実費相当額	

備考 複写を外部に委託する等の方法により公文書の写しを作成した場合の費用は、当該委託等に要した費用とする。

公文書公開請求書

年 月 日

様

請求者 住所又は居所
氏名
電話番号

条例第6条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

<p>請 求 す る 公 文 書 の 内 容</p>	
<p>公 開 の 方 法</p>	<p><input type="checkbox"/>閲覧又は視聴（公開の希望日 年 月 日） <input type="checkbox"/>写しの交付（公開の希望日 年 月 日） <input type="checkbox"/>用紙での交付を希望 <input type="checkbox"/>光ディスクでの交付を希望 <input type="checkbox"/>写しの送付</p>

注 該当する□欄にレ印を付してください。

[職員記入欄]この欄には、記入しないでください。

<p>担 当 課</p>	<p>部 課</p>
<p>備 考</p>	

公文書公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、受理した日から 14 日以内に公開・非公開の決定ができなため、条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開・非公開の決定期間を延長することとしたので書面により通知します。なお、公開・非公開を決定したときは、書面により通知します。

公文書の内容	
請求書受理日	年 月 日
決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
担当課	部 課 電話番号
備考	

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

☐

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開することに決定したので通知します。

公文書の内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴（公開の実施日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 写しの交付（公開の実施日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 写しの送付 郵送に要する費用 円 郵送に要する日数 日
公開を実施する場所	部 課 電話番号
担当課	部 課 電話番号
備考	

注

- 1 公文書公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 上記の公開方法又は実施日の変更を希望する場合は、担当課までご連絡ください。

公文書部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することに決定したので通知します。

公文書の内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴（公開の実施日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 写しの交付（公開の実施日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 写しの送付 郵送に要する費用 円 郵送に要する日数 日
公開を実施する場所	部 課 電話番号
公開しない部分及び公開しない理由	（公開しない部分） （公開しない理由） 条例第7条第 号に該当
公開できるようになる時期	
担当課	部 課 電話番号
備考	

注

- 1 公文書公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 上記の公開方法又は実施日の変更を希望する場合は、担当課までご連絡ください。
- 3 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開しないことに決定したので通知します。

公文書の内容	
公開しない理由	条例第7条第 号に該当
公開できるようになる時期	
担当課	部 課 電話番号
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、条例第12条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。なお、公文書の公開決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行われます。

公文書の内容	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送を受けた実施機関	実施機関 担当部署 電話番号
移送をした実施機関	実施機関 担当部署 電話番号
備 考	

公文書の公開に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

☐

あなたに関する情報が含まれている公文書について、条例第6条の規定による公文書の公開請求がありました。当該公文書について公開決定等を行うことにつき、意見書を提出することができますので、条例第13条第1項及び第2項の規定により、次のとおり通知します。当該公文書を公開することにつき意見があるときは、同封した公文書の公開に係る意見書を提出してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして扱います。

公文書の内容	
公開請求の年月日	年 月 日
公開請求に係る公文書に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	部 課 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

(別紙)

公文書の公開に係る意見書

年 月 日

様

意見照会者 住所又は居所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあった公文書の公開について、次のとおり意見を提出します。

公文書の内容	
公開に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 公開について支障がない。 <input type="checkbox"/> 公開について支障がある。 (支障又は不利益がある部分) (支障又は不利益の具体的理由)

注 該当する□欄にレ印を付してください。

公文書の公開決定等に係る通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで公文書の公開に係る意見書の提出があった公文書については、次のとおり公開することに決定したので、条例第13条第3項の規定により通知します。

公文書の内容	
公開請求に係る公文書に含まれているあなたに関する情報	
公開決定をした理由	
公開決定をした日	年 月 日
公開を実施する日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、市を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様

審査請求人 住所又は居所
氏名
電話番号

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求に係る処分の内容

- 2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

- 3 審査請求の趣旨及び理由

- 4 教示の有無及び内容

- 5 その他
(1) 添付書類

四国中央市情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

印

条例に基づく決定等について、次のとおり審査請求がありましたので、条例第16条第2項の規定により諮問します。

公文書の内容	
審査請求に係る決定等	決定等の種類 決定等通知書の文書記号及び文書番号 日付 年 月 日 決定等を行った実施機関 決定等の概要
審査請求	審査請求日 年 月 日 審査請求人 審査請求の趣旨
諮問の理由	
添付書類等	
担当課	部 課 電話番号
備考	

様

（実施機関）

印

あなたが 年 月 日付けで提起した条例第 11 条第 1 項の規定による公開決定等に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

- 1 主文
- 2 事案の概要
- 3 主張の要旨
- 4 裁決の理由
- 5 結論

注 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで提起された審査請求については、次のとおり四国中央市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、条例第 17 条の規定により通知します。

審査請求に係る 公文書の内容	
審査請求に係る決定等	決定等の種類 決定等を行った実施機関 決定等の概要
審査請求	審査請求日 年 月 日 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日
担当課	部 課 電話番号
備考	

様式第1号(第2条関係)

(平20規則16・一部改正)

様式第2号(第3条関係)

(平20規則16・一部改正)

様式第3号(第3条関係)

(平20規則16・一部改正)

様式第4号(第3条関係)

(平17規則8・平20規則16・平28規則34・一部改正)

様式第5号(第3条関係)

(平17規則8・平20規則16・平28規則34・一部改正)

様式第6号(第4条関係)

(平20規則16・追加)

様式第7号(第5条関係)

(平20規則16・追加、令3規則18・一部改正)

様式第8号(第5条関係)

(平20規則16・追加、平28規則34・一部改正)

様式第9号(第7条関係)

(平20規則16・追加、平28規則34・令3規則18・一部改正)

様式第10号(第7条関係)

(平20規則16・追加、平28規則34・平31規則1・一部改正)

様式第11号(第7条関係)

(平20規則16・追加、平28規則34・一部改正)

様式第12号(第8条関係)

(平20規則16・追加、平28規則34・平31規則1・一部改正)